

○青梅市広告掲載取扱要綱

平成18年10月1日実施

改正

平成23年4月1日
平成26年4月1日
平成30年4月1日
令和3年4月1日
令和3年8月1日実施
令和5年4月1日実施

青梅市広告掲載取扱要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）の自主財源を確保および市民サービスの向上を図るため、広告媒体として利用可能なもの（以下「広告媒体」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 広告掲載の対象

広告掲載の対象となる広告媒体は、次に掲げるもので、青梅市長（以下「市長」という。）が指定するものとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市のWEBページ
- (3) 市の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を可能と認めるもの

3 掲載できる広告の範囲

掲載できる広告の範囲は、市長が別に定める基準（以下「掲載基準」という。）によるものとする。

4 広告掲載の優先順位、位置、規格および掲載料

掲載する広告の優先順位、位置、規格および掲載料は、それぞれの広告媒体ごとに別に定める。

5 広告掲載希望者の募集

市長は、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を、広告媒体ごとに募集するものとする。

6 広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載希望者は、別に定める広告掲載申込書に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込むものとする。

ア 広告の原稿または広告の内容の分かる書類

イ その他市長が必要と認める書類

- (2) 広告掲載希望者が個人または法人で地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項各号に掲げる普通税を滞納している場合は、広告掲載の申込みはできないものとする。

- (3) 市長は、第1号アに掲げる書類の内容・デザイン等について、不適当と認める部分がある場合は、当該広告掲載希望者にその部分の修正を請求することができる。

7 広告掲載の決定

- (1) 市長は、前項の申込書を受理したときは、掲載基準にもとづき掲載の可否を決定し、その結果を速やかに広告掲載希望者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の決定に当たり、必要な条件を付すことができる。
- (3) 第1号の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、市長が指定する日までに広告の原稿を提出しなければならない。

8 広告掲載審査委員会

- (1) 市長は、前項に定める広告掲載の可否を審査するため、青梅市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会の委員長は、企画政策課長とし、副委員長は財政課長とする。
- (3) 委員会の委員は、秘書広報課長、文書法制課長、総務契約課長および商工業振興課長とする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。
- (5) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (6) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (7) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (8) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (9) 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (10) 委員会の庶務は、企画政策課で処理する。

9 委員会によらない審査

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、申込みのあった広告掲載にかかる事業の担当課長等が広告掲載の可否の審査を行うことができる。

- (1) 過去の審査実績により可否判断が可能な場合

- (2) その他委員長が適当と認める場合
- 10 広告掲載料の納付
広告掲載料は、市長が指定する期日までに納付するものとする。
- 11 広告掲載の取消しおよび中止
(1) 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。
ア 広告掲載者が偽りその他不正な手段により広告掲載の決定を受けたとき。
イ 広告掲載者が指定期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
ウ 掲載基準に定める掲載できる広告の業種もしくは事業者の条件を満たさなくなったときまたは第6項第2号の広告掲載の申込みができない場合に該当することとなったとき。
エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
(2) 市長は、広告媒体への広告掲載を実行した後、広告掲載者の責めに帰さない事由により掲載を継続することができない特別の支障が生じたときは、掲載を中止することができる。
- 12 広告掲載料の還付
既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載者の責めに帰さない事由により、広告が掲載できなかったときは、掲載料の一部または全部を還付することができる。
- 13 広告掲載者の責任等
(1) 広告に関する一切の責任は、広告掲載者が負うものとする。
(2) 屋外広告物に関する取扱いについては、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)に規定する許可を受けなければならない。
- 14 広告掲載物品の取扱い
(1) 市が、民間事業者等と協働した広告が掲載された物品(以下「広告掲載物品」という。)に掲載できる広告は、掲載基準に定める掲載できる広告の範囲に該当するものであって、第6項第2号の広告掲載の申込みができない場合に該当しないものとする。
(2) 広告掲載物品の受入れに当たっては、第8項に定める委員会に付議し、広告掲載可否の審査(第9項の規定による委員会によらない審査を含む。以下次項において同じ。)を経なければならない。
- 15 広告取扱業者が募集する場合の取扱い
広告代理店等の広告取扱業者を介して広告掲載希望者を募集する場合においては、掲載する広告の内容について、第8項に定める委員会に付議し、広告掲載可否の審査の例により決定するものとする。
- 16 損害賠償
広告掲載者は、広告の掲載に当たり、広告掲載者がその責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。
- 17 委任
この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- 18 実施期日
この要綱は、平成18年10月1日から実施する。
- 19 経過措置
(1) この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
(2) この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
(3) この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。
(4) この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。
(5) この要綱の一部改正は、令和3年8月1日から実施する。
(6) この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。
-